

研究開発用プルトニウムの利用に関する考え方について

平成30年4月3日
文部科学省

【基本的な考え方】

- ✓ 原子力機構の施設に保管されているプルトニウムの利用目的は、国の原子力政策に沿った研究開発の実施である。
- ✓ 我が国が核燃料サイクル政策を堅持する以上は、高速炉サイクルに係る研究開発の継続は必須となる。
- ✓ 「研究開発」と「商用利用」の相違点としては、①長期的かつ詳細な利用計画を立てることが難しいこと、②研究開発を継続するためには、研究材料としてのプルトニウムを保有することが不可欠であること。

【原子力機構の状況】

- ✓ 原子力機構の施設に保管されているプルトニウムについては、包括的保障措置協定の下でIAEA保障措置の厳格な適用を受けており、プルトニウム利用について国際的に疑念をもたれたことはない。
- ✓ 原子力機構の東海再処理施設については、すでに廃止が決定されているため、今後原子力機構が同再処理施設を用いてプルトニウムを分離・回収することはない。
- ✓ 現在政府の高速炉WGにおいて今後の高速炉開発に関する方針が議論されており、原子力機構のプルトニウムについては高速炉サイクルに係る研究開発への活用が想定される。さらに、将来的な民間ニーズを踏まえた研究への活用等、研究開発が有する情勢の変化に機動的に対応することが必要であるという性格に配慮しつつ、柔軟に対応できるようにすることが重要。

【文部科学省の対応】

- ✓ 研究開発用プルトニウムの利用方針については、原子力機構の監督官庁である文部科学省としても厳格に指導していく。また、その利用方針は原子力委員会において妥当性を確認いただけるよう報告することとしたい。
- ✓ その際、研究開発用のプルトニウムの性状等を踏まえた対応が必要になることから、透明性確保の観点も踏まえつつ、原子力機構に対して現状を的確に把握した上で、研究開発目的の検討を行うよう指導する。